

事務連絡
令和4年1月21日

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「即時対応特定経費交付金」の取扱いの変更について

令和3年12月20日以降の即時対応特定経費交付金による支援については、「令和3年度補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」（令和3年12月27日付け事務連絡。以下「令和3年12月27日付け事務連絡」という。）等において、今後の感染状況等を踏まえ、必要に応じて、別途通知するとしていたところです。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項に基づき、令和4年1月19日、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県が追加され、この1都12県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は令和4年2月13日までとされました。

このことを踏まえ、令和3年12月20日以降の即時対応特定経費交付金（以下「令和3年12月20日以降の即時対応」という。）の取扱いについて、下記の通りとすることとしましたのでお知らせします。

本事務連絡を受けた改正版の制度要綱は、別途通知します。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 令和3年12月20日以降の即時対応特定経費交付金について

(1) 概要

営業時間短縮の要請等に伴う協力金の支払い等に要する費用については、協力要請推進枠交付金により、その8割を国から支援しているところです。今般、地方が負担する2割の部分について、令和2年度第3次補正予算で措置された地方単独事業分における「新型コロナウイルス感染症対応分」を算定に用いる即時対応特定経費交付金（以下「令和3年12月19日までの即時対応」という。）に準じて、令和3年12月20日以降の緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域（まん延防止等重点措置区域のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域）における営業時間短縮要請等に伴う協力金の支払

い等の地方負担額が増大し一定規模以上となる場合に、即時対応特定経費交付金により追加的な支援を行います。

(2) 交付対象者及び交付対象事業について

令和3年12月20日以降の即時対応における交付対象者及び交付対象事業は、令和3年12月19日までの即時対応と同様であり、「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」(令和3年2月2日付け事務連絡)を参照ください。

2. 交付限度額について

令和3年12月20日以降の即時対応に係る交付限度額は、令和3年12月20日以降の期間*における飲食店に対する営業時間短縮要請等に伴い支給される協力金の地方負担額から令和3年12月27日に通知した地方単独事業分(新型コロナウイルス感染症対応分)の交付限度額を差し引いた額に0.95を乗じて得た額とします。

※緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域に指定されている期間に限ります。

3. 執行手続きについて

(1) 交付限度額算定基礎資料(飲食店版)の様式について

令和3年12月20日以降の即時対応による支援を踏まえ、交付限度額算定基礎資料(飲食店版)の様式について、所要の改定を行いました。今後の手続きについては、別紙の様式を使用するようお願いします。

(2) 協力要請推進枠及び即時対応の交付限度額算定基礎資料の提出について

令和3年12月27日付け事務連絡で示したとおりです。3月の交付決定を予定しておりますので、協力要請推進枠及び即時対応特定経費交付金を活用している地方公共団体においては、2月16日(水)までに交付限度額算定基礎資料の提出をお願いします。必要に応じて、交付決定に向けた計画記載用限度額の通知を行う予定としています。

<留意事項>

- ①飲食店に係る協力金及び大規模施設等に係る協力金は、特措法に基づき都道府県が行う休業要請・営業時間短縮要請であって、2月16日(水)までに特措法担当大臣との協議を経たものを対象とします。酒類販売業者に係る支援金は令和3年4～10月の支給分に係るものを対象とします。
- ②限度額算定基礎資料による計画記載用限度額の算定に当たっては、2月16日(水)までの支給実績を算定の対象とします。
- ③即時対応特定経費交付金、規模別協力金の支給に係る事務費及び早期給付に係る事務費についても併せて算定対象となります。
- ④限度額算定基礎資料及び実施計画の提出等のスケジュールは以下のとおりです。
 - ・実績値を反映した限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出(全団体)

【2月16日(水)】

- ・計画記載用限度額を反映した実施計画（協力要請推進枠・即時対応）を内閣府に提出
【2月28日（月）】
- ・交付申請・交付決定
【3月下旬】
- ・その後、必要に応じて概算払
【3月下旬】

（参考）

	実績算定の時点	実施計画の提出	交付決定
3月交付決定の手続	2月16日（水）	2月28日（月）	3月下旬

<関係資料>

別紙 限度額算定基礎資料（飲食店版）

【照会先】

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03（5501）1752